

身体障害者障害程度等級表（その一）

級別	視覚障害		聴覚障害	平衡機能障害	音声機能・言語機能障害	肢		体	不	自由	
	視覚障害	聴覚障害				上肢機能障害	下肢機能障害			上肢機能障害	移動機能障害
一級	視力の1/10以下かつ視野の1/10以下のもの	両耳の聴力50dB以上かつ両側の聴覚野の面積が1/10以下のもの	両耳の聴力50dB以上かつ両側の聴覚野の面積が1/10以下のもの	両耳の聴力50dB以上かつ両側の聴覚野の面積が1/10以下のもの	音声機能、言語機能、音声機能、言語機能のいずれか1つが著しい障害を有するもの	1 両上肢の機能を全廃したも 2 両上肢を手関節以上で欠くもの	1 両下肢の機能を全廃したも 2 両下肢を大腿の二分の一以上で欠くもの	1 両下肢の機能を著しい障害を有するもの 2 両下肢を大腿の二分の一以上で欠くもの	1 両下肢の機能を著しい障害を有するもの 2 両下肢を大腿の二分の一以上で欠くもの	上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの
二級	視力の1/20以下かつ視野の1/20以下のもの	両耳の聴力40dB以上かつ両側の聴覚野の面積が1/20以下のもの	両耳の聴力40dB以上かつ両側の聴覚野の面積が1/20以下のもの	両耳の聴力40dB以上かつ両側の聴覚野の面積が1/20以下のもの	音声機能、言語機能、音声機能、言語機能のいずれか1つが著しい障害を有するもの	1 両上肢の機能を著しい障害を有するもの 2 両上肢の機能を著しい障害を有するもの	1 両下肢の機能を著しい障害を有するもの 2 両下肢を大腿の二分の一以上で欠くもの	1 両下肢の機能を著しい障害を有するもの 2 両下肢を大腿の二分の一以上で欠くもの	1 両下肢の機能を著しい障害を有するもの 2 両下肢を大腿の二分の一以上で欠くもの	上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの
三級	視力の1/30以下かつ視野の1/30以下のもの	両耳の聴力30dB以上かつ両側の聴覚野の面積が1/30以下のもの	両耳の聴力30dB以上かつ両側の聴覚野の面積が1/30以下のもの	両耳の聴力30dB以上かつ両側の聴覚野の面積が1/30以下のもの	音声機能、言語機能、音声機能、言語機能のいずれか1つが著しい障害を有するもの	1 両上肢の機能を著しい障害を有するもの 2 両上肢の機能を著しい障害を有するもの	1 両下肢の機能を著しい障害を有するもの 2 両下肢を大腿の二分の一以上で欠くもの	1 両下肢の機能を著しい障害を有するもの 2 両下肢を大腿の二分の一以上で欠くもの	1 両下肢の機能を著しい障害を有するもの 2 両下肢を大腿の二分の一以上で欠くもの	上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの
四級	視力の1/40以下かつ視野の1/40以下のもの	両耳の聴力20dB以上かつ両側の聴覚野の面積が1/40以下のもの	両耳の聴力20dB以上かつ両側の聴覚野の面積が1/40以下のもの	両耳の聴力20dB以上かつ両側の聴覚野の面積が1/40以下のもの	音声機能、言語機能、音声機能、言語機能のいずれか1つが著しい障害を有するもの	1 両上肢の機能を著しい障害を有するもの 2 両上肢の機能を著しい障害を有するもの	1 両下肢の機能を著しい障害を有するもの 2 両下肢を大腿の二分の一以上で欠くもの	1 両下肢の機能を著しい障害を有するもの 2 両下肢を大腿の二分の一以上で欠くもの	1 両下肢の機能を著しい障害を有するもの 2 両下肢を大腿の二分の一以上で欠くもの	上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの
五級	視力の1/50以下かつ視野の1/50以下のもの	両耳の聴力15dB以上かつ両側の聴覚野の面積が1/50以下のもの	両耳の聴力15dB以上かつ両側の聴覚野の面積が1/50以下のもの	両耳の聴力15dB以上かつ両側の聴覚野の面積が1/50以下のもの	音声機能、言語機能、音声機能、言語機能のいずれか1つが著しい障害を有するもの	1 両上肢の機能を著しい障害を有するもの 2 両上肢の機能を著しい障害を有するもの	1 両下肢の機能を著しい障害を有するもの 2 両下肢を大腿の二分の一以上で欠くもの	1 両下肢の機能を著しい障害を有するもの 2 両下肢を大腿の二分の一以上で欠くもの	1 両下肢の機能を著しい障害を有するもの 2 両下肢を大腿の二分の一以上で欠くもの	上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの
六級	視力の1/60以下かつ視野の1/60以下のもの	両耳の聴力10dB以上かつ両側の聴覚野の面積が1/60以下のもの	両耳の聴力10dB以上かつ両側の聴覚野の面積が1/60以下のもの	両耳の聴力10dB以上かつ両側の聴覚野の面積が1/60以下のもの	音声機能、言語機能、音声機能、言語機能のいずれか1つが著しい障害を有するもの	1 両上肢の機能を著しい障害を有するもの 2 両上肢の機能を著しい障害を有するもの	1 両下肢の機能を著しい障害を有するもの 2 両下肢を大腿の二分の一以上で欠くもの	1 両下肢の機能を著しい障害を有するもの 2 両下肢を大腿の二分の一以上で欠くもの	1 両下肢の機能を著しい障害を有するもの 2 両下肢を大腿の二分の一以上で欠くもの	上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの
七級	視力の1/70以下かつ視野の1/70以下のもの	両耳の聴力5dB以上かつ両側の聴覚野の面積が1/70以下のもの	両耳の聴力5dB以上かつ両側の聴覚野の面積が1/70以下のもの	両耳の聴力5dB以上かつ両側の聴覚野の面積が1/70以下のもの	音声機能、言語機能、音声機能、言語機能のいずれか1つが著しい障害を有するもの	1 両上肢の機能を著しい障害を有するもの 2 両上肢の機能を著しい障害を有するもの	1 両下肢の機能を著しい障害を有するもの 2 両下肢を大腿の二分の一以上で欠くもの	1 両下肢の機能を著しい障害を有するもの 2 両下肢を大腿の二分の一以上で欠くもの	1 両下肢の機能を著しい障害を有するもの 2 両下肢を大腿の二分の一以上で欠くもの	上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの

備考  
 1 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、一級うえの級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定せられているものは、当該等級とする。  
 2 肢体不自由においては、七級に該当する障害が二以上重複する場合は、六級とする。  
 3 異なる等級については、二以上の重複する障害がある場合には、障害の程度を勘案して当該等級より上の級とすることができる。  
 4 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。  
 5 「指の機能障害」とは、中指指節以下を指骨間関節、おや指については、對抗運動障害をも含むものとする。  
 6 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長（上腕においては腋窩より、大腿において坐骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいう。  
 7 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。

身体障害者障害程度等級表（その二）

級別	心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害						
	心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害
一級	心臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの
二級						ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の障害により日常生活が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）
三級	心臓の機能の障害により家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの		
四級	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

太枠内は1種